

令和4年度 生活環境に関する苦情相談の状況について

「近所で物を燃やして、煙や臭いで困っている」「建設作業の音がうるさい」などの生活環境に関する苦情相談件数は、令和4年度は2,830件となりました。

令和4年度の苦情相談件数

横浜市に寄せられた令和4年度の苦情相談件数は、2,830件でした。前年度と比べて8%増加しており、過去5年間の苦情相談件数の中でも最も多い数値となっています。

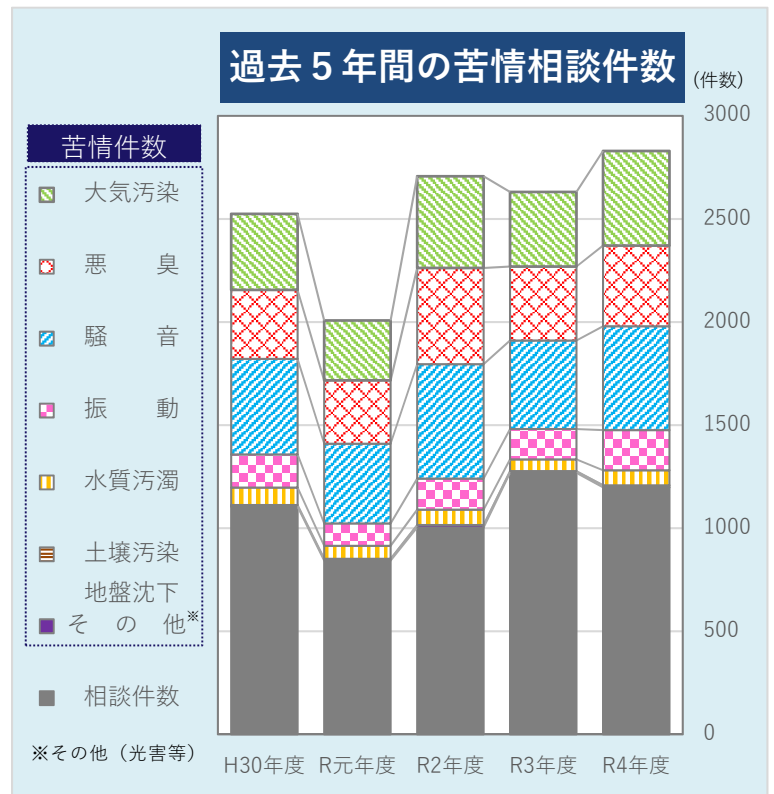
内訳で見ると、苦情件数（現地調査等対応件数）は20%増加し、相談件数（電話等により一定の解決に至った件数）は6%減少となりました。

快適な生活環境のための配慮を

事業所への排ガス、排水規制などにより市内全域の大気や河川の環境は改善されておりますが、野焼きの煙や建設作業に伴う騒音、粉じんなど、身近な生活環境に関する苦情相談が依然として多く寄せられています。

特に、建設作業については、粉じんや騒音、振動の苦情相談件数が多いことから、横浜市では事業者に対して十分な散水や低騒音・振動工法の採用などの公害防止対策を促しており、苦情の未然防止に努めています。

なお、一般家庭から発生する人声や足音、楽器の音などの生活騒音は、法令等での規制対象とはなりません。快適な生活環境を実現するため、地域におけるルール作りや、お互いの話し合いにより解決していただけるよう促すとともに、ご近所への環境配慮の啓発に取り組んでいます。



		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	前年度比
(現地調査等対応件数)	大気汚染	369	291	445	362	459	+97
	悪臭	335	307	466	358	391	+33
	騒音	463	387	555	430	504	+74
	振動	161	108	151	147	195	+48
	水質汚濁	84	63	74	57	73	+16
	土壌汚染	4	1	0	2	0	-2
	その他	5	8	13	6	10	+4
	小計(A)	1,421	1,165	1,704	1,362	1,632	+270
相談件数(B)	1,104	843	1,003	1,269	1,198	-71	
苦情相談件数(A+B)	2,525	2,008	2,707	2,631	2,830	+199	

※その他（光害等）

大気汚染 ～建設作業に伴う粉じん苦情が約 60%増加～

屋外燃焼（野焼き）に伴うばい煙の苦情が 246 件（53%）と最も多く、次いで建設作業に伴う粉じんの苦情が 159 件（35%）となりました。大気汚染苦情の全体の件数は令和 3 年度から 27%の増加となりました。

令和 3 年度と比較すると、屋外燃焼（野焼き）の苦情が 15%、建設作業に伴う粉じん苦情が 59%増加しました。

建設作業に関する苦情が増加した要因として、令和 3 年度から、解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の強化を内容とする改正大気汚染防止法が施行され、市民の石綿に関する関心が高まっていることが考えられます。



解体工事の様子

内 容		R3 年度	R4 年度	構成比	
固定発生源	ばい煙	屋外燃焼	214	246	53%
		その他	12	17	4%
		小 計	(226)	(263)	57%
	粉じん	建設作業	100	159	35%
		製造作業	3	3	1%
		その他	23	18	3%
小 計		(126)	(180)	39%	
移動発生源	自動車の駐車時におけるアイドリング	8	15	3.5%	
	自動車の走行	1	1	0.5%	
	その他（船舶等）	1	0	0%	
	小 計	(10)	(16)	4%	
合 計		362	459	100%	

悪臭 ～屋外燃焼に伴う苦情が悪臭苦情全体の約 60%～

屋外燃焼（野焼き）に伴う臭いの苦情が246件（63%）と最も多く、次いで飲食店等の調理のにおいの苦情が19件（5%）となり、悪臭苦情の全体の件数は令和 3 年度と比べて 9%の増加となりました。

屋外燃焼（野焼き）は原則禁止となっていますが、例外的に制限がかからない行為もあります。そのような行為であっても、市に相談が寄せられた際は、現地調査の上、焼却物を十分に乾燥させる、風向きに注意するなど行為者に配慮要請を行っています。



屋外燃焼行為の様子

内 容	R3 年度	R4 年度	構成比
屋外燃焼	214	246	63%
飲食店等	14	19	5%
建設作業	12	8	2%
塗装	5	5	1%
金属加工	2	4	1%
畜産・農業	6	19	5%
その他	105	90	23%
合計	358	391	100%

騒音 ～建設作業に伴う苦情が騒音苦情全体の約40%～

建設作業に伴う騒音の苦情が214件(42%)と最も多く、次いで事業所※に伴う苦情が130件(26%)となりました。騒音苦情の全体の件数は令和3年度から17%の増加となりました。

建設作業は、大きな音が出るため苦情につながりやすく、また、短期間で終わってしまうことが多いため、現地調査等の対応を迅速に行っています。さらに、事業者が特定建設作業の届出を行う際に騒音・振動対策の実施を促すなど、苦情の未然防止に努めています。



建設工事の様子

内 容		R3 年度	R4 年度	構成比
固定発生源	建設作業	156	214	42%
	事業所※	129	130	26%
	開放型事業所	54	42	8%
	夜間飲食店	32	54	11%
	その他	24	24	5%
	小 計	(395)	(464)	(92%)
移動発生源	航空機	23	21	4%
	道路交通	6	3	0.5%
	鉄道交通	2	2	0.5%
	その他	4	14	3%
	小 計	(35)	(40)	(8%)
合 計		430	504	100%

※開放型事業所、夜間飲食店を除く

振動 ～建設作業に伴う苦情が振動苦情全体の約80%～

建設作業に伴う振動の苦情が151件(77%)と最も多く、次いで道路交通振動に伴う苦情が15件(7%)となりました。振動苦情の全体の件数は令和3年度から33%の増加となりました。

建設作業の振動苦情では、騒音苦情と同様に迅速な対応をするとともに、振動を発生させる機材を長時間連続して使用しないなど、近隣に配慮した作業をするよう事業者へ指導しています。



建築物解体の様子

内 容		R3 年度	R4 年度	構成比
固定発生源	建設作業	95	151	77%
	事業所※	5	13	7%
	開放型事業所	18	14	7%
	その他	0	1	1%
	小 計	(118)	(179)	(92%)
移動発生源	道路交通	27	15	7%
	鉄道交通	1	1	1%
	その他	1	0	0%
	小 計	(29)	(16)	(8%)
合 計		147	195	100%

※開放型事業所を除く

水質汚濁 ～河川の白濁などの着色等事故が約 60%～

水質汚濁苦情の全体の件数は令和 3 年度と比べて 16 件増加しました。

河川の着色等に関する通報が 46 件（63%）と最も多くありました。河川や海に塗料や油を含む廃液等が流れると、農業用水への利用や、水辺の生物に影響を与える恐れがあります。

通報を受けた際には、関係部署と連携して迅速に対応し、原因調査を行います。また、市民・事業者に対し啓発チラシを配布するなど、水質事故の未然防止に努めています。



内 容	R3 年度	R4 年度	構成比
着色等	38	46	63%
油浮遊	16	22	30%
魚浮上	3	5	7%
合 計	57	73	100%

掲載写真は一部加工しています。

横浜市では、音や臭いなどの生活環境の改善と快適性の向上を目的として、公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）でお困りの方からの苦情相談窓口を設置しています。

横浜市ウェブサイトでは、公害苦情に関するよくある相談などを掲載しています。

<参考URL>横浜市ウェブサイト「公害苦情 FAQ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/kujofaq/>

公害苦情相談お問合せ先

公害の種類	お問合せ先
騒音・振動	大気・音環境課 騒音相談担当 【電話】 045-671-2483 【e-mail】 ks-soudan@city.yokohama.jp
大気汚染・悪臭	大気・音環境課 大気相談担当 【電話】 045-671-2486 【e-mail】 ks-soudan@city.yokohama.jp
水質汚濁	水・土壌環境課 水質担当 【電話】 045-671-4244 【e-mail】 ks-mizudojo@city.yokohama.jp
土壌汚染・地盤沈下	水・土壌環境課 土壌対策担当 【電話】 045-671-2494 【e-mail】 ks-mizudojo@city.yokohama.jp

【受付時間】

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

（祝日・休日・12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）